

福岡県公報

平成27年11月27日
第3747号

目次

告示(第936号-第945号)

○平成27年度福岡県家畜人工授精に関する講習会の開催	(畜産課)	1
○道路の区域の変更	(道路維持課)	1
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(下水道課)	2
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(下水道課)	2
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(下水道課)	2
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(下水道課)	3
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(下水道課)	3
○道路の区域の変更	(道路維持課)	3
○道路の区域の変更	(道路維持課)	4
○解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	4
公 告		
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	4
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	5
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	5
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	6
○落札者等の公示	(教育庁財務課)	6
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	7
○意見募集の結果の公示	(建築指導課)	8

○意見募集の結果の公示	(建築指導課)	8
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	8
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	8
○平成27年度砂利採取業務主任者試験の合格者発表	(工業保安課)	8
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分に係る公表	(廃棄物対策課)	9
○福岡県行政手続条例に基づく意見募集	(自然環境課)	9
○福岡県行政手続条例に基づく意見募集	(自然環境課)	9
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	9
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	10
再 掲		
○特定危険薬物の指定	(薬務課)	10

告 示

福岡県告示第936号

福岡県家畜改良増殖法施行細則(昭和25年福岡県規則第106号)第2条第2項の規定に基づき、次のように平成27年度福岡県家畜人工授精に関する講習会の開催場所及び期日を告示する。

平成27年11月27日

福岡県知事 小川 洋

講習会開催場所	筑紫野市大字吉木1269番地 福岡県農林業総合試験場畜産研究棟
講習会開催期日	平成28年1月18日から同年2月17日まで (土日、祝日除く。)

福岡県告示第937号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧

に供する。

平成27年11月27日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種類	路線名	変更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
田 川	県道	猪 国 豊前栴田 線 停 車 場	前	田川郡川崎町大字安真木 4839番3先から 田川郡川崎町大字安真木 3612番2先まで	6.3 ～ 11.9	712.4
			後	田川郡川崎町大字安真木 4839番3先から 田川郡川崎町大字安真木 3612番2先まで	10.5 ～ 24.9	

福岡県告示第938号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成24年9月福岡県告示第1634号古賀都市計画下水道事業古賀公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成27年11月27日

福岡県知事 小川 洋

1 施行者の名称

古賀市

2 都市計画事業の種類及び名称

古賀都市計画下水道事業古賀公共下水道

3 事業施行期間

昭和41年7月20日から平成33年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

平成24年9月福岡県告示第1634号の事業地に、次の区域を加える。

古賀市 久保 字若ノ浦、字左屋、字流、字長崎の各字の一部

筵内 字清水ヶ元、字高田の各字の一部

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第939号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成27年6月福岡県告示第577号福岡都市計画及び津屋崎都市計画下水道事業福津市公共下水道（福岡処理区）の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成27年11月27日

福岡県知事 小川 洋

1 施行者の名称

福津市

2 都市計画事業の種類及び名称

福岡都市計画及び津屋崎都市計画下水道事業
福津市公共下水道（福岡処理区）

3 事業施行期間

昭和40年7月28日から平成34年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

平成27年6月福岡県告示第577号の事業地に、次の区域を加える。

福津市八並 字吉原、字山中、字上屋敷、字仮水、字前田、字河原、
字上牟多田、字古賀ノ裏、字堀田、字小田裏、字森ノ向、字中原、
字堂ノ裏、字山ノ後、字蔵前の各字の一部

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第940号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成27年3月福

岡県告示第315号福岡都市計画及び津屋崎都市計画下水道事業福津市公共下水道（津屋崎処理区）の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成27年11月27日

福岡県知事 小川 洋

1 施行者の名称

福津市

2 都市計画事業の種類及び名称

福岡都市計画及び津屋崎都市計画下水道事業
福津市公共下水道（津屋崎処理区）

3 事業施行期間

平成8年10月7日から平成34年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

平成27年3月福岡県告示第315号の事業地に同じ

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第941号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成26年9月福岡県告示第837号前原都市計画下水道事業前原公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成27年11月27日

福岡県知事 小川 洋

1 施行者の名称

糸島市

2 都市計画事業の種類及び名称

前原都市計画下水道事業前原公共下水道

3 事業施行期間

昭和59年2月14日から平成31年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

平成26年9月福岡県告示第837号の事業地に同じ

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第942号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成24年5月福岡県告示第814号志摩都市計画下水道事業志摩公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成27年11月27日

福岡県知事 小川 洋

1 施行者の名称

糸島市

2 都市計画事業の種類及び名称

志摩都市計画下水道事業志摩公共下水道

3 事業施行期間

平成20年9月22日から平成31年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

平成24年5月福岡県告示第814号の事業地に同じ

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第943号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区

域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年11月27日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
福 岡	一般 国道	495号	前	古賀市日吉一丁目1033番26先から 古賀市日吉三丁目1157番1先まで	9.3 ～ 18.1	317.0
			後	古賀市日吉一丁目1033番26先から 古賀市日吉三丁目1157番1先まで	16.0 ～ 28.4	

福岡県告示第944号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年11月27日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
福 岡	一般 国道	495号	前	古賀市日吉三丁目1234番1先から 糟屋郡新宮町緑ヶ浜四丁目1592番96先まで	10.0 ～ 17.8	1,056.0
			後	古賀市日吉三丁目1234番1先から 糟屋郡新宮町緑ヶ浜四丁目1592番96先まで	16.0 ～ 26.2	

福岡県告示第945号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成27年11月27日

福岡県知事 小川 洋

- 解除予定保安林の所在場所
朝倉郡東峰村大字小石原字アラコ1810の8・1810の9・1829の2・1831の4・1833の3・字水浦1840の1（国有林）・1842の1・1844・1847の3（以上9筆について次の図に示す部分に限る。）、1855の2（国有林）
- 保安林として指定された目的
水源の^{かん}涵養
- 解除の理由
ダム用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び東峰村役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成27年11月27日

福岡県知事 小川 洋

- 申請のあった年月日
平成27年11月9日
- 申請に係る特定非営利活動法人
(1) 名称
NPO法人ジュニアヘアドレッサースクール

(2) 代表者の氏名
久保 義明

(3) 主たる事務所の所在地
行橋市中央三丁目9番8号2F

(4) 定款に記載された目的
この法人は、小学生、中学生、高校生を対象とした美容スクールの運営により、美容文化の伝承、美容技術の習得、美容師の育成を図り、美容業界の発展並びに一般市民へ美容の普及と、それを担う技術者の職業能力の開発及び向上に寄与することを目的とする。

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成27年11月27日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 申請のあった年月日
平成27年10月9日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
 - (1) 名称
特定非営利活動法人歩かかね太宰府
 - (2) 代表者の氏名
杵尾 幹雄
 - (3) 主たる事務所の所在地
太宰府市長浦台二丁目8番1号
 - (4) 定款に記載された目的
(旧)

この法人は、太宰府市近郊の市民に対し、ガイド付きまち歩きをはじめとして、歴史・文化・自然などをテーマとした講演会・研修会などの実施、まち歩きガイド

小冊子の企画制作、まち歩き検定に関する企画及びイベントの開催を図り、市民公益活動に貢献することを目的とする。

(新)

この法人は、「まるごと博物館」を目指す太宰府の良さを理解してもらう為に、ガイド付きまち歩きをはじめとして、歴史・文化・自然などをテーマとした講演会・研修会などの実施、まち歩きガイド小冊子の企画制作、まち歩きに関する企画及びイベントの開催、子どもの健全育成を図り、社会教育活動に貢献することを目的とする。

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成27年11月27日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 申請のあった年月日
平成27年11月6日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
 - (1) 名称
特定非営利活動法人古賀市体育協会
 - (2) 代表者の氏名
木下 忠
 - (3) 主たる事務所の所在地
古賀市中央二丁目13番1号
 - (4) 定款に記載された目的
この法人は、古賀市における社会体育の普及発展を図り、競技力の強化、スポーツ関係団体相互の協調と市民の融和、および青少年の健全育成に寄与するとともに、市民の健康づくりとスポーツ精神の高揚を図ることを目的とする。

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成27年11月27日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日
平成27年10月14日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人わたしと僕の夢

(2) 代表者の氏名

佐藤 裕理子

(3) 主たる事務所の所在地

久留米市東和町4番地4

(4) 定款に記載された目的

(旧)

この法人は、格差社会に入り、子供を抱えたお母さん、特に母子家庭のお母さんを取り巻く環境は、一層の厳しさを増している。それは、家事や子供の子育てにとどまるものではなく、働こうと思っても働く職場がない等、子供がいるという環境が就職の障壁となっている。このような環境を改善すべく、よりよい環境下で就労できるような能力の開発及びスキルの取得の為の就業支援を中心に、お母さん達のサポート活動を行う。

同時に、地域の学生・企業・市民と連携して、地域の子供たちに出来る限り経済的負担なく、個々の能力を安心して発揮できる学習の場を提供することで、能力ある子供たちが高校進学を諦めることなく、希望ある将来を確立するための支援に積極的に取り組み、活力ある地域社会創りに貢献すること、又、災害時の人的・物的支援を積極的に行い、被災者のサポート並びに被災地の復興に向け活動を行って

いくことを目的とする。

(新)

格差社会が社会的に大きな問題となり、その中でも母子家庭の貧困率が50%をこえるなど、母子家庭のお母さんを取り巻く環境は厳しさを増しています。

このような環境の中で、貧困の連鎖を断ち切り、貧困家庭の親子がより良い方向へ向かい、将来を切り開くため、以下のような内容のサポート活動を行います。

① 子供の教育

低所得で塾に行けない子・学校に行けていない子・授業についていけない子・社会的経験が少ない子に無料・低額の塾など様々な学習と経験を積ませ、自己に対する肯定感を持ち、高校へ進学することを目的とします。

② お母さんたちのサポート

貧困家庭のお母さんたちのサークルを作り、そこでの交流をはかり、情報提供の場とするとともに、研修を実施して、就労支援を行います。

③ 海外交流の機会の創造

これからのグローバル社会において、様々な環境の子供たちと接する機会を創造するため、国際キャンプを主催し、また文通を行ったり、インターネットでの文通などを行います。

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成27年11月27日

福岡県知事 小川 洋

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
実習船「海友丸」中間第2種検査受検及び修繕工事 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称
福岡県立水産高等学校
 - (2) 所在地
福津市津屋崎四丁目46番14号

- 3 落札者を決定した日
平成27年10月9日
- 4 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏名
長崎造船株式会社
 - (2) 住所
長崎県長崎市浪の平町4番2号
- 5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
48,462,840円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約を行った理由
平成27年10月8日に一般競争入札を実施した結果、入札不調となったため、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項及び地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約を実施したもの。

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成27年11月27日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡久山町大字山田字上ミ204番1及び204番12
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
糟屋郡久山町大字山田257番1
吉竹 和哉

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第

36条第3項の規定により公告する。

平成27年11月27日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
中間市中尾二丁目3132番1、3138番2及び3138番7
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
中間市中尾二丁目14番14号
株式会社ハヤシ
代表取締役 林 聖邦

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成27年11月27日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡久山町大字久原字峯ノ元2014番3
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
糟屋郡久山町大字久原2636番地
岩隈 一光

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成27年11月17日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
筑後市大字前津字長ノ坪55番1、56番1、57番1、57番3及び69番3の一部
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

奈良県橿原市北八木町一丁目1番8号 橿原中央ビル
株式会社エヌ・ジー・エス
代表取締役 前川 浩二

公告

二級建築士及び木造建築士の懲戒処分の基準の改正案について、平成27年8月13日から平成27年9月14日までの間、御意見を募集しました。

その結果、提出された御意見はありませんでしたので、文言の一部を整理し、平成27年11月12日に改正しました。

平成27年11月27日

福岡県知事 小 川 洋

問合せ先

建築都市部建築指導課建築指導係

電話：092-643-3721

メールアドレス：kenshido@pref.fukuoka.lg.jp

公告

建築士事務所の監督処分の基準の改正案について、平成27年8月13日から平成27年9月14日までの間、御意見を募集しました。

その結果、提出された御意見はありませんでしたので、文言の一部を整理し、平成27年11月12日に改正しました。

平成27年11月27日

福岡県知事 小 川 洋

問合せ先

建築都市部建築指導課建築指導係

電話：092-643-3721

メールアドレス：kenshido@pref.fukuoka.lg.jp

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成27年11月27日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
小郡市三沢字舞々11番2及び11番4から11番13まで並びに字権道12番1から12番10まで
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
小郡市三沢3951番地8
山下不動産株式会社
代表取締役 山下 英雄

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成27年11月27日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糸島市潤三丁目373番1、373番3、374番7及び375番4
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
糸島市潤三丁目16番1
古家 俊彦 古家 秀俊

公告

平成27年度砂利採取業務主任者試験（平成27年11月13日実施）の合格者を次のように発表する。

平成27年11月27日

福岡県知事 小 川 洋

合格者受験番号

3	7	8	9	10	12
13	15	16	23		

公告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の2の規定に基づき行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例（平成14年福岡県条例第80号）第19条第2項の規定により次のとおり公表する。

平成27年11月27日

福岡県知事 小川 洋

- 処分を受けた事業者
 - 名称
株式会社D-SERVICE
 - 所在地
兵庫県尼崎市丸島町24番地
 - 代表者
代表取締役 川上 隆司
- 行政処分の内容
産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し
- 処分の年月日
平成27年11月12日
- 処分の理由
事業者の役員が法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号ハに該当する者に該当したことにより、事業者が法第14条第5項第2号ニの規定に該当して法第14条の3の2第1項第4号の規定に該当するに至ったため。

公告

福岡県温泉法施行細則の一部を改正する規則案について、次のとおり意見を募集します。

平成27年11月27日

福岡県知事 小川 洋

- 意見募集期間
平成27年11月27日から平成27年12月28日まで
- 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県環境部自然環境課に備え置きます。

公告

温泉法に基づく「申請に係る処分」に係る審査基準及び標準処理期間の一部改正案について、次のとおり意見を募集します。

平成27年11月27日

福岡県知事 小川 洋

- 意見募集期間
平成27年11月27日から平成27年12月28日まで
- 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県環境部自然環境課に備え置きます。

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成27年11月27日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称

宗像市宮田二丁目48番、64番1、64番3、64番7及び64番8

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

宗像市徳重一丁目19-8

林 千次郎

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成27年11月27日

福岡県知事 小 川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

糸島市波多江駅北二丁目462番2及び462番32から462番37まで

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市中央区港二丁目12番4号1階

株式会社総合住建

代表取締役 山崎 祥生

再 掲

福岡県公告式条例（昭和25年福岡県条例第46号）第4条第2項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県告示第935号

福岡県薬物の濫用防止に関する条例（平成26年福岡県条例第57号）第14条第1項の規定により、特定危険薬物を次のとおり指定する。

平成27年11月25日

福岡県知事 小 川 洋

1 特定危険薬物の名称

(1) 化学名 1-(2,3-ジヒドロベンゾフラン-5-イル)-N-メチルプロパン-2-アミン及びその塩類

(2) 化学名 [1-(4-フルオロベンジル)-1H-インドール-3-イル] (ナ

フタレン-1-イル) メタノン及びその塩類

(3) 化学名 N-(4-フルオロフェニル)-N-[1-(2-フェネチル)ピペリジン-4-イル]ブタナミド及びその塩類

(4) 化学名 N-(1-アミノ-3-メチル-1-オキソブタン-2-イル)-1-(2-フルオロベンジル)-1H-インダゾール-3-カルボキサミド及びその塩類

2 指定の理由

他の地方公共団体の条例に基づき、大臣指定薬物に準じる手続による科学的知見に基づく検証を経て大臣指定薬物に準じる規制が行われることになったため。

3 施行期日

平成27年11月26日